

8-8 No. 28

部内資料

図書番号
資料
①
No. 16の62

農外就労婦人に関する調査

8-8 No. 28 /

— 納屋工場の実態 —

昭和 47 年

労働省婦人少年局

は し が き

近年、農家婦人の就労に関し、いわゆる納屋工場等の新たな就労形態が発生し、就労条件、健康管理等に問題がみられる。この調査は、納屋工場に働く農家婦人の就労の実態および家庭生活に及ぼす影響を明らかにし、農村婦人の福祉対策をすすめる上での参考資料をうるために実施したものである。

昭和48年3月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

I 調査の概要	1
II 調査結果の要約	2
III 調査の結果	3
1 納屋工場の概況	3
(1) 納屋工場の形態	3
(2) 納屋工場の設立状況	3
(3) 市町村、農協等の援助状況	4
(4) 地域の概況	4
(5) 事業内容	5
(6) 就労者数	5
2 管理体制	5
(1) 就労形態	5
－就業規則，就労時間，休憩時間，休日，出勤簿－	
(2) 工賃	7
(3) 技術指導	7
(4) 社会保険加入状況	8
(5) 建物の管理	8
－建物の持主・管理者，建物の改造，建物借料管理維持費－	
(6) 機械器具等の設置状況	9
(7) 作業環境	10
3 納屋工場に働く農家婦人	11
(1) 年令	11
(2) 就労の動機	11
(3) 農業従事状況	12
(4) 家庭生活	12
－子どもの保育・教育，食事の準備，家庭生活で困ること，収入の便途，休日の過 し方，健康状態，－	

4	納屋工場が農家婦人に与えた影響および今後の問題点	14
(1)	納屋工場が農家婦人の生活に与えた影響	14
(2)	今後の問題点	14
5	納屋工場の事例	16
事例1	(下請工場的なもの)	16
事例2	(下請工場的なもの)	17
事例3	(下請工場的なもの)	18
事例4	(分工場的なもの)	18
事例5	(分工場的なもの)	19
事例6	(分工場的なもの)	20
事例7	(共同作業場的なもの)	21
事例8	(共同作業場的なもの)	22
事例9	(共同作業場的なもの)	22
事例10	(その他の作業場)	23

付録

農外就労婦人の実態調査統計表	27
調査表	32

I 調 査 の 概 要

納屋工場の設立経過、事業概況および納屋工場に働く農家婦人の就労の実態、家庭生活に及ぼす影響等を明らかにするため、昭和46年12月～47年2月にかけて、「農外就労婦人の実態調査」を実施した。

調査は、全国から青森、石川、長野、島根、徳島、宮崎、鹿児島を選び、その地域における納屋工場（38カ所）および市町村役場、農協等の関係機関を対象に事例調査を実施した。また、ここに働く農家婦人に対してはアンケート調査を実施した。

調査の方法は、婦人少年室職員による面接調査である。

なお、ここでいう納屋工場とは、農村地域において、最近数年間に納屋、物置き、旧町村役場庁舎、公民館等を改造し、非農林業に関する生産加工をおこなっており、主として農業のかたわら農家婦人が就労しているものとする。

Ⅱ 調 査 結 果 の 要 約

1. 納屋工場について

納屋工場にはさまざまな形態がみられるが、「下請工場的なもの」が約半数を占め、ついで、「分工場的なもの」3割弱、「共同作業場なもの」2割、「その他」1割となっている。

納屋工場が設立された時期は、昭和44年以降が7割である。

事業内容は、衣類縫製、電気機械器具加工が多いが、機織り、造花、陶器絵付けなどもみられる。

納屋工場の就労者数は、「10～19人」が半数、「20人以上」3割弱、「10人未満」2割弱となっており、そのほとんどは婦人で占められている。

納屋工場の就労状況をみると、就労時間、休憩時間、休日が決まっているところはそれぞれ8割で、就労時間は8時～17時、休憩1時間、休日は日曜および農繁期に約1カ月休むところが多い。

工賃は「日給制」のところが半数、「出来高払制」が4割弱、「時間給制」が1割強となっている。

機械器具は9割の工賃が設置しており、動力ミシン、プレス機、フライス盤、ボール盤、手織機などが主なものである。

2. 農外就労婦人について

納屋工場に働く婦人の年齢は、「40代」4割、「30代」3割、「50代」2割、「20代」1割となっており、婦人のうち農外就労婦人は8割である。

納屋工場就労についてみると、自発的に働き始めたものが8割で、また、ほとんどのものがひきつづき就労することを希望している。主婦の得た収入の用途は、「家計のたし」にするものが8割を占め、ついで「子どもの学費、小づかい」、「自分の小づかい」が多い。

農外就労婦人の農業従事状況をみると、農繁期にはほとんどが工場を休み、平均9時間42分農業に従事している。農繁期以外では、半数のものが毎日農業に従事しており、平均1時間53分となっている。

納屋工場の就労が農家婦人に与えた影響としては、「現金収入を得たことにより消費構造が変化した」「家庭管理、子どもの世話が十分にできない」「主婦が過労になる」「地域活動の不参加者が多くなった」等があげられている。

Ⅲ 調 査 の 結 果

1. 納屋工場の概況

(1) 納屋工場の形態

納屋工場にはさまざまな形態があり、適確に分類することは困難であるが、一応の区分をしてみると、「下請工場的なもの」「分工場的なもの」「共同作業場的なもの」「その他」の4つの形態が考えられる。

そのうちで最も多いのが「下請工場的なもの」で、調査対象工場の約半数をしめている。これらの工場は、親会社から委託された製品の加工を業とする事業主によって運営され、事業、就労者の管理責任が事業主にあるとみられるものである。ついて「分工場的なもの」が3割弱をしめている。これらの工場は、親工場の作業工程の一部分が運ばれ、親工場が任命した責任者の指導監督のもとに生産加工がなされており、就労者との雇用関係は親工場の事業主にあるとみられるものである。「共同作業場的なもの」は約2割で、これらの工場は、個人或いは内職グループの集まりによって、発注会社から運ばれた製品の加工を共同で行なっている。ここに働くものは雇用関係を全く持たず、就労者相互の共同責任において運営されている。「その他」は約1割で、ここには下請工場的なものと共同作業場的なものが入りまざっているもの、あるいは、下請工場的なものと事業主独自の事業とが入りまざっているものなど、形態区分が判然としないものが含まれている。

(2) 納屋工場の設立状況

納屋工場が最も多く設立されたのは、昭和45年で、調査対象工場の3割強を占め、ついで44年が約2割、46年1割強、42年1割の順となっており、44、45年に半数が設立されている。

納屋工場が設立されるにいたった動機、経過はさまざまであるが、大別するとつぎのケースがあげられる。

① 農外収入を得るためにはじめた個人の内職から出発して、近隣の農家婦人の共同内職の場となり、さらにその一部が下請工場的なもの、あるいは分工場的なものに発展した自然発生的なケース（例一兼業農家の主婦が当初1人で内職をしていたが、近所の主婦2～3名が集まるようになり、共同内職の場と変った。その後、発注会社の倒産により工賃の手形が不渡りとなったのを機会に、夫が勤めをやめ、住居の一部を作業場に改造し、縫製の下請工場を設立した。）。

② 婦人の出稼き防止対策と農外就労対策を目的に、市町村、農協等が就労を希望する婦人の働き場所として設立したケース（例一過疎地帯であるため出稼きを少なくする目的で、農協

婦人部が主体になって縫製の内職をはじめた。その後個々の家庭では設備、技術の面でもむずかしいため、一堂に集まって作業した方がよいということになり、県外転出者の空家を借り受け、共同作業場を設立した。）。

- ③ 地元で工場をという農家婦人の希望と、親会社よりの操業希望とがかみあって、市町村、農協など公的機関の援助を得て設立されたケース（例一地区には工場がなく、多くは渡し船で対岸の市に働きに行っているが、農業との両立がむずかしい。地元の有志から遊休建物の小学校に工場をという要請があったことと、対岸の会社から分工場の操業相談をうけたこととがかみあって、町が閉鎖校の2教室を無償提供し設立した。）。

- ④ 農村地帯へ進出しようとする親会社と、農業から転業しようとするものがかみあって、下請工場を設立したケース（例一リンゴを中心とした農村地帯であるが、リンゴが暴落したため、その打開策を中小企業振興会に相談した結果、N社の下請の仕事をひきうけることになり、自宅の庭先にバラックを新築し工場を設立した。）。

- ⑤ その他のケース（例一倒産した下請工場の経営者が出身地に帰り、兄所有の建設資材倉庫を改造、内職仲介業を経営していたが、内職材料は重く運搬に骨がおれることと、運搬中接触によって不良品が続出したことなどから、内職には不向きであるので、内職者を一堂に集め作業をするようになった。）。

(3) 市町村、農協等の援助状況

納屋工場の設置または工場誘致について、なんらかの援助を与えているところは、約2割にすぎない。援助の方法としては操業あっせん、建物用地のあっせん、就労者募集のPRなどが多い。なお、市町村の中には、工場誘致について条例を定め、"工場用地の取得あっせん" "固定資産税の減免措置" "従業員の充足協力"などをうたっているところもある。固定資産税の減免措置については、設備投資額500万円以上については、3年間（5年間の市町村もある）固定資産税を免除するとあり、適用工場の規模は10人以上、あるいは30人以上と市町村によって異っている。

(4) 地域の概況

納屋工場のある地域は、市町村合併で市または町に編入されたところがほとんどである。これらの地域は、いずれも市や町の中心部から相当離れたところに存在し、交通の便も悪く、他の部落間の連絡も悪い過疎地帯である（例えば"中心地からバスで1時間、さらに渡し船で5分" "国道線へは9キロ、市へは24キロの県道ぞい" "市からバスで約1時間入った山間僻地で、バスは1日2往復のみ" "国鉄駅からバスで40分、さらに徒歩40分の山峡の過疎地帯"など）。農家は、兼業がほとんどで、農作物は米を主とし、他に野菜、果樹、タバコ、畜産、養蚕等のいくつかをかねているところが多い。耕地面積の大小にかかわらず、農業収入の不足を補うため、夫は

出稼ぎ、あるいは他地区の雇用者として働き、妻は日雇に出るか内職に従事するものが多く、農業と両立できる住居に近い働き先が望まれている。

(5) 事業内容

事業内容をみると、最も多いのが衣類関係の縫製加工で、電気機械器具（家庭電化製品、電話器、動力ミシン、蛍光灯など）の組立・仕上げ加工がこれについている。他は手ばた（西陣つづれ帯、袖、大島袖）、鮭、鱈網の修理、造花、紙袋、ダンボールの組立、手袋、ホームカバーの機械編、陶器絵付などで、一般に内職によってもまかなわれているものが多い。

(6) 就労者数

納屋工場の規模を就労者数によってみると10～19人が半数を占め、ついで、20人以上が3割弱、10人未満が2割となっており、就労者20人未満の小規模工場が多い。

ここに働くもののなかには、男子が若干含まれているが、ほとんどが婦人で、婦人のしめる割合は9割をこえている。

婦人就労者の約8割は農外就労婦人で、とくに農外就労婦人のみが就労している納屋工場は3割をしめている。

2. 管理体制

(1) 就労形態

—就業規則—

就業規則または管理規制など類似のものが「ある」納屋工場は2割強であるが、このなかには、規則として明文化されておらず、ただ就労時間、休憩時間、休日、賃金について内規的なものがあるという程度のものがかなり含まれている。他の8割近くは規則など全く「ない」というところである。

—就労時間—

就労時間が「きまっている」ところは8割で、「きまっていない」ところは2割である。これから見ると、ほとんどがきまった時間に就労しているように見えるが、そのなかには「一応きめてはあるが、かなり自由」というものが相当数ある。

電気機械器具の部品組立作業、衣類の縫製作業を行なっている工場は就労時間がきまっているものが多いが、織物、陶器絵付けなど共同作業的なところでは就労時間がきまっていないものが多いとみられる。就労時間がきまっている納屋工場の始業、終業時刻をみると、始業時刻では、8時が最も多く8割をしめており、他は8時15分、8時30分がそれぞれ1割となっている。終業時刻では、17時～17時30分が最も多く8割をしめ、16時台は2割となっている。なお、始業、終

業時刻が冬期、夏期で異なっているところもあり、冬期では規定時刻より30分早く終業するのが多く、夏期では始業を30分早めるとか、終業を30分遅らせる例が多い。また、就労者の通勤を考え、バスの時間に合わせ終業するところもみられる。

就業時間がきまっていないと答えたもののなかには「7時から18時の間で、自分の都合のよい時間に就労すればよいことになっている(鮭・鱒網修理)」作業量に応じて随時就労している。大体8時～17時就労が多いが、仕事が残ると21時頃までしているものもある(陶器絵付)」「農作業、家事作業をすませて全く自由な時間に集まってくればよいことになっている。仕事の途中で家に帰り用事をすませて再び出てくるものもある(手織)」などの例がみられる。

－休憩時間－

休憩時間が「きまっている」ところは全体の約8割である。休憩時間は、最も短いので45分、長いので1時間30分で、1時間～1時間29分が半数を占め、ついで1時間が3割、45分、1時間30分がそれぞれ1割弱となっている。なお、休憩時間が「きまっていない」もののなかには「昼食は適当に帰ってとり、家の仕事などして適当な時間に出てくる。その間大体1時間位。午後3時頃お茶をのみ中休みをする(縫製)」各人自由にまかせている(手織)(陶器絵付)などの例がみられる。

－休日－

休日が「きまっている」というところは全体の8割強で、そのほとんどが毎日曜日をあてているが、なかには「月4日とし、毎月1日・15日・他の2日は各人自由な日」と定めているところもある。またこのほかに、祭日、年末年始、お盆に休むところも多い。これからみると、ほとんどの工場がきまった休日に休んでいるようにみえるが、「きめてはいるが休まないものが多い」というのが相当数ある。なお、「きめていない」ところでは、「農繁期には7～10日平均で休むため、休日、祭日には支障のない限り作業にくる(手織)」日曜、祭日まできめると能率が低下するので、休日をきめることを就労者が反対する(手織)」親会社から毎日材料が運ばれてくるので、休日をきめず、用事のある日に自由に休んでもらっている(紙箱・ダンボール組立)」個人の自由にしている(縫製)(陶器絵付)などの理由をあげている。

また、農繁期における農家婦人の休業日数は通算1カ月位というのが最も多く、ついで7日前後、10日前後で、最も短いのが3～4日、最も長いのが40日である。農外就労婦人のほとんどが休むため、これを前提として操業しているところが多い。

－出勤簿－

出勤簿等類似のものが「ある」ところは約9割で、大多数の工場がこれによって就労の管理を行なっているとみられる。出勤簿の記入は「個人個人で記入」が最も多く、他は「タイムレコーダーに

よる」「事業主の記入」「責任者あるいは代表者、当番などの記入による」などである。なお、事業主が各人の出来高数と労働時間を記録することを主目的として日票を作成使用しているところもある。

(2) 工 賃

工賃のきめ方は「日給制」が最も多く半数を占め、「出来高払制」がこれについて4割弱、「時間給制」は1割強である。これを納屋工場の形態別にみると、「下請工場的なもの」「分工場的なもの」では、日給制が多く6割強を占めているが、「共同作業場的なもの」では、出来高制をとっているところが多い。

日給制の場合の1日の工賃額は、作業の種類、熟練度などによってそれぞれ異なっており、納屋工場の形態や事業内容からは一概にいけない。全体的にみると、最高1,300円、最低450円と大きな差があり、なかでも最も多いのは800円台から900円台で半数をしめている。ついで1,000円台の2割で、これは縫製関係の熟練者の場合に多い。

出来高払制の場合には、製品の種類、作業の内容などで単価がそれぞれ異なっている。例えば大島紬では、柄の難易により工賃、織り上げ日数が違うので一概にはいけないが、普通働いて1反織るのに1ヵ月かかり、工賃は1反16,000円～45,000円と巾がある。陶器絵付の例では、湯のみ茶碗、コーヒーカップなどの種類、模様などで工賃は1個3円50銭～5円で、普通の人なら1日100～120個位できる。西陣つづれ帯は1本織るのに普通の模様のもの（帯の前とおたいこの部分に模様があるもの）で2週間位かかり、工賃は1本14,000円～16,000円の巾がある。洗濯機のモーター組立の例は1個27円で、1日に30～40個組立てられるということである。

時間給制では、1時間の工賃が最低95円、最高で125円となっており、平均は107円である。

一方、平均月収額をみると、20,000円前後が多く、15,000円～20,000円未満、20,000円～25,000円未満、各々約3割をしめている。ついで、25,000円～30,000円未満が約2割、15,000円未満が1割となっている。

(3) 技術指導

調査対象となった工場のなかには、単純作業で特別の技術を必要としないため技術指導を行っていないところが1割程度あるが、他の9割近くはなんらかの技術指導を行なっている。技術指導を行なっているところについて、その指導方法をみると、「先輩が教える」というのが約4割、「事業主が教える」が3割、「講習会等に参加させる」約2割、「その他」が3割強となっている。なお、「その他」には「親工場から指導員がきて指導する」「親工場にいて指導を受ける」など

が含まれている。

一応のことが出来るようになるまでの期間は、製品の種類によって、それぞれ異なっている。例えば縫製作業では、ごく簡単なもので7～10日間、部分縫で1カ月間、一着縫えるまでには3カ月～1年間の巾がある。大島紬では、横織では7日間、縦織になると3カ月間かかる。また、電気機械器具関係では、簡単なハンダ付、コイル巻程度なら3日～7日間、小型動力プレス機、ボール盤、フライス盤、研磨機などを使用する作業になると4カ月～6カ月間と巾がある。

(4) 社会保険加入状況

社会保険の加入状況をみると、失業保険は4割弱、労災保険、健康保険、厚生年金保険はそれぞれ3割の事業所が加入しているが、何らの社会保険にも加入していない事業所は半数を占めている。

未加入の理由としては、「国民健康保険、国民年金保険に殆ど就労者が加入しており、新たに加入することを希望していないため」と述べている事業所が多いが、なかには「夫の扶養家族になっているものが多いと思われるので、従業員には特に話したことはない」「社会保険に加入させたいと思うがその余裕がない」「就労者に関心がない」などと述べているところもある。

(5) 建物の管理

納屋工場の建物は「住居の一室」「農家の納屋」「離村者の空屋」「廃校となった小・中学校の教室」「農家の養蚕室」「農家の牛舎」を利用しているものが多い。他は「農協支所の2階」「町の集会所」「鶏舎の倉庫」「元建設会社の資材倉庫」「農協倉庫」などがあてられているが、なかには農家の庭先、畑の中などにプレハブあるいはバラックを新築したものもわずかではあるがみられる。

－建物の持主・管理者－

納屋工場の持主は、事業主、町村、農協、事業に関係のない個人、事業主の姻戚者（夫・兄・父など）、就労者中の1個人などさまざまであるが、持主が事業主であるところが4割、町村・農協が2割、その他が4割となっている。

建物の管理者を持主との関連でみると、管理者と持主とが「同じ」というところが6割、「異なっている」ところが約4割である。「同じ」というなかには、事業主が持主でもあり管理者でもある場合、町村、農協、就労者グループ、事業に関係のない個人、事業主の姻戚者がそれぞれ持主でもあり管理者でもある場合が含まれている。また、「異なっている」というもののなかには、持主が農協あるいは町村などの公的機関で、管理者が事業主であるもの、持主が親会社の事業主で、管理者が現地の指導員であるもの、持主が事業に関係ない1個人で、管理者が農協婦人部であるもの、持主が事業主の姻戚者で、管理者は事業主であるものなどが含まれている。

大多数の工場では、建物管理の一環として火気取締り責任者をきめているが、一部では、責任者

をきめず"最後のものが責任をとる""就労者が互に気をつける"など責任の明確でないものがある。

ー建物の改造ー

納屋工場にするため、建物を改造したというところは8割で大多数をしめている。改造の内容はほとんどが内装程度(電気の配線、床・天井・壁の張りかえ、窓つけ、水道のとりつけ、蛍光灯のとりつけ、間じきりのとりこわし、換気扇取付け、作業台取付けなど)であるが、なかにはプレハブ増築というものも若干みられる。

建物改造の経費負担者は、「下請工場的なもの」では、事業主が大多数をしめ、他は建物の持主と事業主が切半、事業主と町村等の援助となっている。「分工場的なもの」では、親会社の事業主が7割をしめ、他は持主と市町村等の援助となっている。「共同作業場的なもの」では、町の援助および就労者全員(あるいはグループ)の負担がそれぞれ4割をしめ、他は発注会社の事業主、および建物の持主となっている。

ー建物の借料ー

建物の持主が事業主である場合を除いて、ほとんどが借料を持主に支払っているが、なかには無料貸与のものも若干ある。無料貸与のものは、建物の持主が町村、あるいは事業主の姻戚者等の場合にみられる。借料の負担者は、「下請工場的なもの」では事業主、「分工場的なもの」では親会社の事業主、「共同作業場的なもの」では就労者全員(あるいはグループ)または、発注会社の事業主となっている。就労者全員負担の場合の支払い方法をみると"1人月300円の負担金のほか、帯1本につき500円を積立て、支払いにあてている""今年はじめて4年分として1人1,000円の割で支払った"などがあげられている。

ー管理維持費ー

建物の管理維持費としては、電気代、ガス代(プロパンガスを含む)、水道料、暖房費などがあげられるが、その経費の負担者を納屋工場の形態別にみると、つぎのとおりである。「下請工場的なもの」「その他」では事業主、「分工場的なもの」では親会社の事業主、「共同作業場的なもの」では就労者全員、町村、発注会社の事業主、および発注会社・町村・就労者の三者分担となっている。就労者全員の場合、その支払方法をみると、"1人1日20円とし、就労日数にあわせて工賃より差引き支払っている""1人1ヵ月150円の負担金のほか、工賃の1%を積立て支払いにあてている"などがあげられている。

(6) 機械器具等の設置状況

納屋工場の約9割は、作業に必要な最少限度の機械器具を設置している。例えば織物関係では手織機、電気機械器具関係ではフライス盤、ホール盤、小型のプレス機、巻線機、縫製関係では動力

ミシン、かがりミシンなどがあげられている。

これらの機械器具は、「下請工場的なもの」では事業主が購入し設置したものが多く、他は親会社から借り受けている。「分工場的なもの」では親会社の事業主が購入設置したものである。「共同作業場的なもの」では発注会社から借り受けているものが多いが、なかには就労者各自の購入によるものもわずかではあるがみられる。就労者各自の購入によるものは、西陣つづれ帯・紬手織機の場合で、帯手織機は1年間に35,000円、紬手織機は1年間に70,000円を支払うことによって個人のもとなり、作業場を去る時は持ち帰ることになっている。借り受けている場合は、毎月または年間の借料を支払う場合と無料の場合とがある。借料を支払う場合の負担者は、「下請工場的なもの」では事業主、「共同作業場的なもの」では就労者各自負担となっている。就労者各自負担の場合について縫製工場の例をみると「動力ミシン1台月500円を工賃より差引き支払う」となっている。

(7) 作業環境

作業環境を安全および衛生の面からみると、一見して、小さいけがや火傷をおこすおそれがあるとか、保健上害があるのではないかと思われる作業が若干みられる。調査者が把握した主な点を例記すると、危険と思われる作業としては「綿糸染色・さらし加工の工程で、防縮加工に苛性ソーダを使うので大量に浴びると火傷を負う」「工業用ミシン部品の面とり、穴あけ、削り仕上で、フライス盤を回転しながら作業するので指先が危険」などである。有害と思われる作業としては「ラジオ・ステレオ部品の組立作業で、常時ではないが溶剤としてシンナーを使い攪拌する作業がある」「蛍光灯の組立作業で接着剤にボンドを使ったり、濃塩酸を使ってコードつけをする」「交換台ケーブルの束線作業でハンダづけをするが、工場内の排気が悪く、ハンダの臭いが鼻をつく」などである。

暖房設備については、ほとんどの工場が「ある」と答えており「ない」というのは1割にみたないが、これは婦人労働者の健康管理上注目される。なお、「ある」というところでは、ほとんどが石油ストーブを使用しているが、なかには、煉炭火鉢1個というのみみられる。

就労者が使用する便所の位置は、「納屋工場の建物外」にあるものが約半数でかなり多い。「建物外」というなかには「隣接する母屋の便所を使用」「廊下つたいの廃校の便所を使用」「作業場より10m離れた就労者宅の便所を使用」「敷地内の農家の外便所で廃屋となったものをそのまま使用」などがあげられている。

作業場の広さ、照明、換気の点では、増築による作業場の拡張、ガラス戸・ガラス窓のとりつけ、各作業台ごとに蛍光灯のとりつけ、換気扇のとりつけ、などにより配慮がなされているところもみられるが、つぎの例記するような問題をかかえているところも多い。「作業場の広さに比べて機械の

台数が多い" "天井が低く、窓も小さく、換気の悪い狭い部屋にフライス盤、ボール盤などの機械がおかれ、機械油の臭いがこもっている" "廃校になった建物のため、ガラス窓からすきま風が入り寒むざむざとしている" "機械1台ごとに蛍光灯がとりつけられているが、部屋全体の照明が不十分である"

作業場の床はほとんどが板張り、または畳であるが、なかには土間、コンクリートのところも若干ある。土間、あるいはコンクリート床は、機械を設置している電気機械器具関係の作業場にみられる。

作業環境と関連して作業姿勢をみると、全体の8割弱は腰かけて仕事をしている。立って仕事をしているのは2割、坐って仕事をしているのが1割である（両者の合計が10割をこえるのは1作業に2つの作業姿勢があるものを含むためである）。立って作業しているのは縫製作業のうちのアイロンかけ、切断、整理作業に多く、坐って仕事をしているのは、陶器絵付、縫製作業のうちの整理・かがり仕上げ作業にみられる。腰かけ作業者の椅子はほとんどが木製で、機織りやミシン作業者は機械に附属したものを使用している。他にスチール製の背付で新しい椅子を使用しているものが若干みられるが、なかには、リング箱を横にして使用しているものもある。なお、立作業用者の補助椅子のある工場は1カ所みられたのみである。また、坐り作業者、腰かけ作業者のほとんどは本人持参の坐ぶとんを敷いている。

3. 納屋工場に働く農家婦人

(1) 年 令

調査対象となった就労者を年令階級別にみると、もっとも多いのは40才代で、4割、ついで、30才代3割強、50才代2割弱、20才代1割弱となっている。一方、60才以上の高年令層もわずかではあるがみられる。

(2) 就労の動機

納屋工場に通いはじめた動機は、「生活を支えるため」「現金収入を得て家計のたしにしたいため」「小づかいがほしいため」などの経済的な理由のうえに、さらに、「近い所で働きたい」という希望が重なり合っている場合が多い。なお、「近い所で働きたい」という理由としては「農業労働のかたわらに出来る仕事といえば、家の近くで、しかも時間的な拘束を受けないところ」「冬期は農業が出来ないので、働きに出たいが、雪が多いため遠くへは行かれない」などがあげられている。

さらに、納屋工場で働き始めた経路をみると、「工場が出来たので働いてみようと思い、自分で進んできた」「工場のあることを知っていたので、農繁期がすんでからきた」「仲間やってみよ

うということになって、集まって仕事を始めた」など「自発的に」働き始めたものが大半をしめている。「事業主にすすめられた」「働いている婦人にすすめられた」など他からの、すすめによるものはごくわずかである。

なお、今の工場にひき続いて働くつもりかどうかの問に対しては、「働ける間はいつまでも続けたい」「仕事のある限り続けたい」など長期継続を希望しているものが4割強「当分の間働きたい」が5割弱で、ほとんどのものが継続希望をもっている。「他によいところがあれば変りたい」「やめて農作業と家事だけしたい」というものはごくわずかである。

(3) 農業従事状況

自家が農業をしているものは9割おり、耕地面積は5反未満が6割、5反～1町未満が3割弱となっている。就労者本人の農業従事状況をみると、自家農業をしているものの9割強は、農業に従事している。これらのものの農繁期における農作業と工場での仕事との関連をみると、9割のものが農繁期には工場を休み農作業に従事している。農繁期における1日の農業従事時間は平均9時間42分で、従事時間数別では9～10時間が最も多く56%、他は7～8時間22%、11時間以上17%、5～6時間49%の順となっている。工場を休まないものは8%で、その場合は、朝家を出る前あるいは夕方家に帰ったあとに農作業をしているものが多い。

農繁期以外では、半数のものが毎日農業に従事しており、1日の農作業時間は朝または夕方が多く、平均1時間53分となっている。

(4) 家庭生活

—子どもの保育・教育—

就労婦人の8割は子どもをもっている。子どもをもつ母親の過半数は、小学生や手のかかる乳幼児をかかえており、とくに乳幼児のある母親は3割近くいる。乳幼児の世話は、保育施設が「全くない」地域が3割、「1カ所」が4割弱あり、また、施設があっても交通が不便なところが多いため「姑にみてもらっている」ものがほとんどである。

また、子どもの病気や学校行事の際にはどうしているかをみると、「行事のあるときは仕事を休むので困ることはない」と答えているものがほとんどであるが、「仕事に熱中して、学校行事にも出席しない」という声もある。

—食事の準備—

朝食、夕食の準備は「主として本人がする」というものが最も多く、「姑がしている」がこれについている。他は「冬期(日の短い時期)は姑、他の時期は本人」「夫が家畜の世話や農作業をするため家にいるときは夫」「嫁がする」などがあげられている。

—家庭生活で困ること—

農外就労婦人のうち6割強のものは、工場で働いているために、家庭生活のうえで困ることがあると答えている。困ることとして多くあげられていることは、「ふとんがほせない」44%、「食事の仕度がゆっくりできない」42%、「子どもの世話、しつけが十分できない」41%、「家の中の整理、掃除かできない」39%、「農作業が思うようにできない」33%、「家族とくつろぐ時間がない」20%、「子どもの勉強をみてやれない」20%などである。このほかに「家族や子どもが病気の時によく看病できない」「洗たくが思うようにできない」「留守なので火元が不用心」「子どもの学校行事にいかれない」「夫との話しあいの時間がない」などさまざまなことがあげられている。（注＝多答のため上記項目の計は100%をこえる）。

—収入の使途—

主婦の得た収入の使途についてみると「家計のたし」をあげたものが最も多く、全体の78%をしめている。ついで「子どもの学費、小づかい」43%、「自分の小づかい」33%があげられている。以上が収入の使途の主なものであるが、このほかにも、「電気器具の支払い」「老後の貯え」「旅行や遊びの費用」「住宅資金」「農機具の支払」「肥料代」などがみられる（注＝多答のため上記項目の計は100%をこえる）。

—休日の過ごし方—

休日をどのように過しているかをみると、ほとんどのものが「家事、農作業に追われ、ゆっくりしたことがない」「普段より忙しい」と答えている。しかし、なかには「用事のあるときには工場を休むので、家事、農作業も大したことなくゆっくり休める」というものもある。また逆に、「休日は、地域で農休日に定めているため農業は絶対に出来ないので、地域の体力づくり運動（バレーボールその他）に参加するが、夜になると工場に出て働く。（大島紬の手織）」、「休日は定められているが休まない。（西陣つづれ帯手織）」という答も出ている。

—健康状態—

農外就労婦人の健康状態では、体のぐあいが「わるい」と答えているものが56%、「どこもわるくない」が44%で、過半数のものはなんらかの症状を訴えている。

わるいと訴えている自覚症状では、「肩こり」が最も多く63%、ついで「目が疲れる」43%、「足が疲れる・だるい」21%、「神経が疲れる」20%、「手・腕が疲れる」15%、「頭が痛い」11%、「腰がだるい」10%、「全身が疲れてだるい」10%の順になっている。このほか「胃が痛い」、「背中がはる」、「足がだるい」などもみられる。（注＝多答のため上記項目の計は100%をこえる）

就労婦人の睡眠時間は平均7時間27分で、これを時間数別にみると、8～9時間未満が40%、7

～8時間未満37%，6～7時間未満13%，9時間以上9%の順になっており，6時間未満は1%にすぎない。

4. 納屋工場が農家婦人に与えた影響および今後の問題点

(1) 納屋工場が農家婦人の生活に与えた影響

以下は，市町村，農協等関係機関または婦人団体幹部から聴取したものの例記である。

(よい点)

- フルタイム勤務もできず，就労をあきらめていた婦人に現金収入の道が開け，生活に張りあいがあった。
- 主婦が現金収入を得るようになって，夫の出稼期間が短縮した。
- 工場の始業，終業時刻が自由であるため，家庭管理，健康管理の面からよい。
- 働く場が近くなったため，農業と職業との両立が出来，生活が豊かで明るくなった。
- 外へ働きに出るようになってから視野が広がった。
- 生活水準の上昇とともに教育水準も上った。

(わるい点)

- 金銭のことばかり考え，精神的な面を軽視するようになった。家事作業，子どもの世話，家族団らんがなげやりになり，家庭生活全般が粗雑になった。
- 収入が増加したため無駄使いが多くなった。
- 子どものしつけがゆきとどかず，また子どもの金づかいが荒くなった。
- インスタント食が流行し，食生活が粗雑になった。
- カギツ子が増加し不良化の傾向がみられる。
- 経済的にはプラスだが，家族の健康管理があきとどかず，とくに主婦に負担がかかり過労となっている。
- 農協の会合に人が集まらない，婦人団体の役員になり手がない等，地域の集団活動がやりにくくなった。
- 野菜など作る畑がありながら農業をやらず，金で買うようになり，農地が疲弊している。

(2) 今後の問題点

—事業主，責任者の声—

以下は納屋工場の経営形態が，景気変動やドルショックの影響をどのように受けているか，あるいは納屋工場の継続発展に対する今後の見通し等について納屋工場の責任者または事業主から聴取したものの例記である。

- 繊維の輸出規制により，経営状態は好ましくない。このような状態は今後も続くと思うが，人員整理までは考えていない（綿糸染色，さらし加工）。

○製品が消耗品であり、時流にのった家庭用必需品の硬質陶器であるため、景気変動には影響されていない。むしろ発注会社は、出来高払いのため人件費の高騰に頭を痛めることもないであって、ますます発注を増す方向にあるが、納屋工場に就労を希望する婦人が少なく、生産量は今が限界である（陶器絵付）。

○輸出品のためドルショックの影響が出ている。まだ工賃の大きなしわよせはないが、部品の生産ひきしめのため、材料が時には切れることがある。材料が入ればすぐ組立加工して親会社に納めねばならないので、材料がない時は人手を遊ばせることになり、仕事の計画が立たない（ステレオ部品組立）。

○ドルショックの影響で発注会社に高級品のストックが多くなったため、検査が厳格になり不合格品が出るようになった。高級品より一般向きのものを織る傾向になったが、工場閉鎖の心配はない（大島紬織）。

○地元向きの衣類製品のため、ドルショックの影響はない。農家婦人の労働力をあてにして操業をはじめた工場なので、今後も継続するとともに拡張していきたい。働きたくても他に働き場のない部落なので、就労希望婦人はこれからも増えると思われる（作業着、エブロン、ブラウス縫製）。

○ドルショックの影響をうけて、委託製品がいろいろ変るため仕事の能率が悪い。輸出が主なため今後の見通しがたたないが、できれば交通便利な町に納屋工場的なものをつくって続けていきたい（動力ミシンの部品加工）。

ー市町村、農協関係者の声ー

以下は農家婦人が納屋工場に就労することをどう考えるか、今後農外就労婦人は増えるとみられるかどうか、納屋工場が農家生活に与えた影響の有無と問題解決策などについて市町村、農協関係者から聴取したものの例記である。

○農家婦人が農外就労する場合、出稼ぎに出たり、日雇人夫として就労するよりも、部落内で、農業のかたわら時間にしばられず自由に就労できる納屋工場に就労する方が好ましいと思われる。ただし納屋工場は、工賃が安いこと、技術を要するものが多いこと等のために敬遠され、先細りの状態である。

○農業収入には限界があり、一方、生活水準が高まり生活費がかさむため、今後ますます農外就労婦人は増加するものと思う。今後の対策として工場誘致を考えているが、当地域は水不足であるうえに、雇用労働の対象者は中高年令婦人に限定されるため、実現はむずかしい。現在は納屋工場的なものの発展に努力している。

○納屋工場で働く婦人は、収入は増加したが、無駄な買物が多くなった。消費生活、健康管理等について今後、指導していきたい。

○農家婦人は農業と両立出来る仕事を求めているため、地元で新しい工場ができない限りは、これ以上農外就労婦人が増加するとは考えられない。工場誘致するには保育所の設置が必要と考え、学校あとの敷地に建設が予定されている。

○この種の納屋工場は本格的工場誘致までの過渡的な方法と考えている。今後の伸びは考えられないが、他企業で働けない高年令者のために、働く余地を残しておく程度で存続すると思う。

○納屋工場で働くことによって農家収入は増加し、生活水準も高くなり、ますます現金収入を望む声が強くなった。これらに対処するため農業の省力化をすすめ、就労しやすいようにする一方、婦人が計画的な予算生活ができるよう学習の機会をもちたい。

5. 納屋工場の事例

事例 1. (下請工場的なもの)

納屋を改造(電気配線、床張り)した約4坪の建物と、納屋と母屋の間に新設した3坪の建物とを作業場とし、事業主夫妻と13名の婦人(うち農外就労婦人7名)が、子ども服の縫製作業をしている。

ここは親工場から委託された縫製品の加工を業とする事業主によって運営されている作業場で、事業、就労者の管理についての責任は事業主が負っている。給料も親工場とは関係なく独自で支払っている。

設立時期は昭和46年9月、身体障害者である現在の事業主が、自宅で紳士服の仕立をしていたのが出発で、その後技術を活かして会社にするを考え、父所有の納屋を無料で借り、7名の農家婦人を雇い入れて既製服縫製の下請をはじめた。

当工場のある地域は、国鉄駅からバスで25分のところにあるが、交通不便な山間地である。農家戸数135戸、平均耕地面積3～4反。米作を主としているが、段たん畑が多いため農地としては貧しい。農業収入はわずかで、県下でも出稼ぎの多い地帯である。60才以下の婦人は、病人以外はほとんど農外就労に従事している(道路工事、隣県の缶詰工場、地元の縫製工場、ドライビンなど)。

建物の改造費は事業主と持主(事業主の父で当工場の役員)が負担し、管理維持費は事業主が負担している。

作業に必要な機械として動力ミシン9台、オーバーミシン1台が設置されているが、動力ミシン2台は親会社から無料貸与のもので、他は事業主が購入設置している。

建物は母屋と屋根つづきになっている。二面がガラス窓で明るく換気もよい。床は板張りで新しいが、作業場が狭いためミシンとミシンの間隔が余りない。四角いアイロン台の四方にすわってア

イロンかけをしているが、台は座作業用としてはやや高い。

ここに働く婦人の就労については、就業規則または管理規制など類似のものはないが、一応、就労時間 8 時～17 時、休憩時間 12 時～12 時 50 分、15 時から 10 分、休日毎日曜日の決まりはある。農繁期の 6 月、10 月には各 7 日位休んでいる。

工賃は日給制で単価は職種によって異なっている（下手間 800 円、ミシン工 1,100 円、平均 915 円）。月額にすると 15,000 円～25,000 円の中がある（平均 20,000 円位）。

作業に必要な技術は、事業主が仕事をとおして指導しているが、まとまった仕事ができるようになるまでには約 3 カ月の期間を必要とする。

労災保険、失業保険、健康保険、厚生年金保険に加入している。

事例 2、（下請工場的なもの）

農家の牛小屋を改造（天井のはりかえ、床のコンクリートぬり、壁はり、窓つけ、電気の配線）した作業場で、男子 3 名と婦人 12 名（うち農外就労婦人 11 名）が、動力ミシンの部品をつくっている。

建物の持主は事業主で、その妻が就労者とともに親会社より委託された製品の加工を行なっている。事業、就労者の責任は事業主が負っている。

設立時期は昭和 42 年 5 月。昭和 37 年の豪雨、38 年の豪雪の時に復旧工事で現金収入を得たことにより、現金収入を必要とする生活に変わった農家の人達の労働力活用と、親会社から下請工場操業のすすめとがかみ合い設立された。

当工場のある地域は、かつては鉾山で栄えたところで、農家戸数 57 戸、平均耕地面積 7 反の水稲の単作地帯である。農地は山間の段たん水田で収かく量が少ないため、夫は出稼ぎか他部落の誘致工場に通い、妻は農業のかたわら日稼ぎに出るという農家が多い。

作業場は壁と敷居で 2 カ所にしきられているが、四方が窓のため明るい。コンクリートの床にボール盤、研磨機などの機械が設置され、ところどころにビニール張りの椅子が置かれている。全員立作業である。

建物の改造費、管理維持費、機械設備費は事業主が負担している。

就業規則、管理規制など類似のものはないが、就労時間 8 時 15 分～17 時、休憩時間 12 時～12 時 45 分、毎日曜休日のきまりはある。農繁期には各人がまちまちに休んでいる。

工賃は日給制で、1 日常雇は 830 円、臨時は 770 円。ほかに皆勤手当月 3,000 円が支給される。1 人 1 カ月の工賃は平均 20,000 円位。

作業に必要な技術は事業主が指導しているが、一応のことができるようになるまでには約 6 カ月の期間を必要とする。

労災保険、失業保険、健康保険、厚生年金保険に加入している。

事例3、(下請工場的なもの)

離村者の空屋(13坪)をそのまま作業場とし、13名の婦人(うち農外就労婦人12名)が大島紬の手織作業をしている。

建物は事業主が借り受け、その妻が技術指導、息子が機械補修、製品検査を担当している。事業主は製品を代金引きかえに検収しており、事業、就労者の管理責任のすべてを負っている。事業主は他市にも下請工場的なものをもっており、そこから毎日巡回してくる。

設立時期は昭和45年7月。現在の事業主の妻が農村婦人の労働開発と授産をめざして、農村地帯への進出を計画していたのと、農家主婦を対象に進出してきてほしいとの知人の助言がかみ合っ

て開設した。
当工場のある地域は、市の中心部から車で20分の半農半漁のところで、昭和29年の市町村合併で市に編入された。農家戸数45戸、平均耕地面積約6反。男子の出稼者は少ないが、農外就労婦人は多い。納屋工場はこのほかに1カ所ある。

建物の外観は農家の原形そのままの廃屋である。内部は建具をはずして部屋をぶつ通しにし、古びた畳の上に13台の織機が約50cm間隔に並んでいる。織機は1台ごとに蛍光灯がとりつけてあるが部屋全体の照明は不充分。織機に附属して板箱式の椅子に、各自持参の座ぶとんを敷いて作業している。便所は廃屋の外便所を使用している。

就業規則、管理規制など類似のものもなく、また、就労時間、休憩時間の定めもない。全く自由で、なかには、19時に再び来て、22時頃まで織っているものもいる。休日は家庭の日(農休日として全域が仕事を休む)である第3日曜日をあてているが、農休日は8時～17時までと解釈しその時間以後出てきて仕事をするものもいる。

工賃は出来高払い制で1反13,000円、1反を1カ月に織上げると500円の加給金がつく。月額13,000円～27,000円と人によって異なる。

作業に必要な技術は事業主の妻が1カ月間指導する。一応のことができるまでには約6カ月の期間を必要とする。

社会保険は工場としては、未加入であるが、国民健康保険、国民年金には全員加入している。

事例4、(分工場的なもの)

納屋を改造(床フローリング張、戸の入れかえ、換気扇のとりつけ)した約14坪の作業場で、責任者と農家婦人15名が、メーター用コイルの捲線作業をしている。

設立時期は昭和41年3月。農業収入だけでは現金に欠ける専業農家の主婦が、副収入を得るため1人で内職をしたが、工賃が安いだけに、家の中が暗くなるので、その解決策として自宅の納屋

を解放し、近所の農家主婦に呼びかけ共同内職をはじめた。その後内職発注会社も固定し、納屋の持主である妻が製品チェック、作業監督、納期までの完成責任いっさいを負う責任者となり、一方、納屋の改装、機械の設置が発注会社の出資によりなされ、分工場的なものに発展した。

当工場のある地域は交通の便が悪い村落で、農家戸数420戸、平均耕地面積6反位、米作、養蚕を主としている。農家婦人の多くは地元での農外就労に従事している。附近に同じ会社の分工場的な納屋工場があり、農家婦人の引き抜きをめぐる紛争がみられる。

作業場は一面がガラス戸で明るく、戸の建て付けもよい。換気扇がついていて空気もよい。床はフローリング張で各自スリッパを持参してきている。木製の机、スチールパイプ背付の椅子がおかれ、いずれも新しい。石油ストーブ2台、扇風機1台があり、暖房などについての配慮もある。便所は工場から20～30mはなれた責任者宅の屋外便所を使用している。

建物の改造費、管理維持費は発注会社が負担している。作業に必要な捲線機その他の機械器具は発注会社が購入設置したものである。

ここに働く婦人の就労については、就業規則、管理規制など類似のものはないが、就労時間8時～17時、休憩時間12時～13時、10時と15時に各10分、休日は毎日曜日のきまりはある。農繁期の春秋あわせて2カ月間は休む者が多く、1人当り3～7日は休む。

工賃は一応日給制となっているが、親会社からは出来高に応じて工賃が責任者に支払われ、責任者は出勤日数と能力(A・Bのランクあり)に応じて就労者それぞれに支払っている。月額1人13,000円～20,000円の中がある。

作業に必要な技術は親会社の技術指導員が出向いて指導しているが、単純作業のため特に指導期間は必要としない。

事例5.(分工場的なもの)

養蚕室の半分を改造(電気の配線、換気扇、脱臭機のとりつけ)した約12.5坪の作業場で、工場責任者の妻と農家婦人9名がテレビ部品のハンダ付、仕上げ作業をしている。

ここは親会社が建物を借上げ、建物の持主を管理責任者として運営している工場で、管理責任者は作業には参加せず、資材受入、製品納入、工場および就労者の管理監督、材料、製品の運搬をもち、管理費を受けとっている。賃金は管理責任者の手を経て工場が支払っている。

設立時期は昭和43年2月。農家婦人の労働力の活用を考え、現地に進出希望を持つ親会社と、農家の遊休建物の活用によって副収入を得たいと考えた建物の持主とがかみ合って開設された。

当工場のある地域は市からバスで約30分の山麓の農村地帯で、交通の便が悪く、(バスは1日5本位)他の村落との連絡も悪い。平均耕地面積6反、農家婦人の約60%は家計補助のため、農業と両立できる就労場所を求めて農外就労に従事している。同地区には納屋工場が4～5カ所あ

るが、ほとんど2～3年の間にできたものである。

作業場はビニールレザーの敷いてある古い畳の上に、古い木製の机、椅子が置いてある。それぞれの机の前上方には蛍光灯がとりつけられ明るい。床はぬけそうに古い。建物の入口が一面障子のため採光はよい。壁は土壁に新聞紙、包装紙が貼ってある。便所は敷地内にある責任者宅の屋外独立の便所を利用している。

建物の改造費、借料、管理維持費および機械器具（電熱器、モーター、ハンダバス）の購入設置費はすべて親会社の事業主が負担している。

ここに働く婦人の就労については、就業規則、管理規制など類似のものはないが、就労時間8時30分～17時、休憩時間12時～13時と10時、15時に各10分、休日は毎日曜日のきまりがある。農繁期は春、秋各3～4日位交替で休みをとる程度で、本工場の従業員なみに働いている。

工賃は日給時間給制で、親会社が出勤簿に基づいて計算し、責任者を通じて支払う。1時間117円、1日880円で、1人1カ月の収入は約24,000円となる。

作業に必要な技術は、入職当初、親会社に出頭させ3日程度の個人指導をしている。単純作業のため3日もすれば一応のことができるようになる。

社会保険は工場としては未加入であるが、国民健康保険、国民年金には全員加入している。

事例6.（分工場的なもの）

統合により閉鎖された中学校の2教室を改造（間じきりの取り除き、蛍光灯とりつけ）した作業場で、農家婦人15名が大島紬の機織作業をしている。現場には「指導員」と呼ばれる責任者がいるが、親会社からも時々分工場係員が巡回してくる。

設立されたのは昭和45年8月。地元の婦人から内職あっせんの声が高まったことから、町がこれをうけ、分工場の建設計画のある親会社に話しかけ、開設のはこびとなった。町の普通財産である廃校舎の教室を1年の契約で無償貸与し作業場とした。

当工場のある地域は、1日にバスが2往復するだけという交通不便な農村地帯で、平均耕地面積8反、主な農作物は米、みかん。農家婦人の約6割は日雇人夫、道路工事に出るか家で大島紬を織っている。

建物は、裏山で日光がさえぎられるため薄暗く冷えびえとしている。すき間風も強く健康的な作業場ではない。床の上に織機を並べ、織機に附属した板の腰かけに各自持参の座ぶとんを結びつけている。暖房用に煉炭火鉢1個があるだけ。便所は廊下づたいの廃校舎のものを使用している。

建物の管理者は町。火気とりしまりの責任者は親会社が任命している指導員となっているが実際は、就労者の中で一番最後に帰る者が火の仕末をしている。

建物の改造費、管理維持費は親会社の事業主が負担している。作業につかう織機は親会社で購入

設置したものである。

ここに働く婦人の就労については、就業規則、管理規制など類似のものは勿論、就労時間のきめもない。農作業や家事作業をすませて全く自由な時間に就労しているが、大体8時～17時が普通の織り時間になっており、休憩時間を12時～13時、15時から15分間とっている。休日のきめはなく、日曜、祭日でも支障のない限り織りに来る。農繁期は15名中13名が欠勤する（1人平均13日位）。

工賃は出来高払い制で、柄の難易、縦織、横織で単価が異なり（縦織21,000円～27,000円、横織5,000円～10,000円）、1反織るのに平均1カ月かかる。

技術の指導は、見習期間中は親会社より社員が出歩いて指導するが、その後は指導員と呼ばれる先輩が指導している。一応のことができるまでには横織7日間、縦織3カ月間を必要とする。

事例7（共同作業場的なもの）

就労者の共同出資で民家を借り、改造（床張、電気の配線、所持品入棚付）した約15坪の共同作業場で、農家婦人14名が京都より発注された西陣つづれ帯を、手織機（木製）で織っている。

設立時期は昭和45年1月。農業と両立できる仕事を求めている主婦が、他部落で西陣織を始めて成功していることを知り、役場の紹介で有志が見学、やれる自信を得て訓練をうけ開始した。

当工場のある地域は僻地で、夫は外国航路に従事し、主婦たちはわずかな段だん畑をつくるかたわら、マイクロバスで道路工事や工場労務者として働いているものが多い。

建物の外観は農家そのままで、一見作業場とは判別できない。作業場の床は板張り、窓は充分あり明るい。織機1台ごとに蛍光灯がとりつけられているうえに、全体にも3本の蛍光灯がつけられ照明についての配慮がみられる。半面、部屋の大きさに比べて織機の台数が多く、作業に不便を感じさせる。

建物の管理者は一応就労者以外の第三者になっているが、実際は就労者の共同責任の形がとられている。火気とりしまりや戸じまりの責任は当番制をとっている。

建物の改造費は発注先の事業主が負担しているが、建物の借料、管理維持費は就労者各々が負担金300円のほか、帯1本について500円を供出し支払いにあてている。

作業に必要な手織機は、一応発注会社でとりつけたが、就労者各自が工賃から1年間35,000円支払い、作業場を出る時は各自持ち帰ることになっている。

ここに働く婦人の就労時間は、8時～17時、休憩時間は12時～13時ときめてはいるが実際には守られていない。休日の定めはなく、無休で働くものが多い。

工賃は出来高払い制で、帯1本14,000円～16,000円の単価で、京都の発注会社から支払われる。1人1カ月約13,000円～45,000円の巾がある。

作業は高度な技術を必要とするため、1年間の職業適応訓練をうけることになっているが、ここでは他のグループの経験者を講師に迎えて技術の修得をしている。一応のことができるようになるまでの期間は約6カ月である。

事例8. (共同作業場的なもの)

県外転出者の空家を5年契約で借り、就労者の共同出資で改造(床のはりかえ、壁つけ、電気の配線、蛍光灯とりつけ)した約16坪の共同作業場で、農家婦人16名が学生ズボンの縫製作業をしている。

設立時期は昭和45年8月。出稼ぎ防止対策として農協婦人部が主体になり、縫製の内職あっせんをしたが、個々の家庭では設備、技術の面でむづかしいため、共同作業場を開設、一堂に集まてすることとなった。

当工場のある地域は、町村合併で昭和33年に町に編入された部落で、国鉄駅からバスで1時間、さらに徒歩20分の山間の穀倉地帯である。農家戸数250戸、(うち専業約1割)平均耕地面積8反で、専業農家以外は農協、町役場につとめるか季節出稼ぎに出ている。

建物は古くはないが、住宅を利用したもので、畳を取り除いた部屋が3部屋あり、部屋の境が段違いになっており使い勝手が悪い。床は畳を除いたままのあら削りの板、動力ミシン台を作業機とし、ビニール張りの椅子に各自持参の座ぶとんを敷いて作業している。ミシン1台に1燈の割で天井に蛍光灯がとりつけてある。

建物の管理者は農協婦人部、火気とりしまり責任者は就労者のなかから特定の人が指定されている。

建物の改造費、借料、管理維持費は就労者全員の負担となっているが、とりあえず農協婦人部が立替払いしている。

作業につかう動力ミシンは発注先の会社から借り受け、就労者各自が1カ月1台500円の借料を支払っている。

ここに働く婦人の就労時間は8時～17時、休憩時間は12時～13時、休日は毎日曜日ときめられている。農繁期には通算3週間位休むが、平常日は昼休みもせず仕事をしている。

工賃は、発注会社からは出来高払いで支払われるが、流れ作業のため頭割にしている。ズボン1本につき159円で、1人1カ月の収入は約35,000円位になる。

技術の指導は、設立当初は発注会社に行って1週間の研修をうけたが、その後は先輩が教えている。一応のことができるようになるまでには約1カ月の期間を必要とする。

事例9. (共同作業場的なもの)

役場の幹部が所有する鶏舎の倉庫を改造(床のはりかえ、窓つけ、電気の配線、蛍光灯とりつけ)

した約16坪の共同作業場の一角で、高年令婦人2名が陶器の絵付け作業をしている。

設立時期は昭和42年11月。農家婦人から出された内職あっせん希望をうけて、農協、村（産業土木課）が中心となり、県内職補導所と相談の結果、比較的収入の多い陶器絵付けを始めたものである。当初は12名の農家婦人が作業していたが、近くにできた誘致工場に大半が移行し、現在は高年令者2名が細々と作業している。

当工場のある地域は山麓地帯で、市からバスで1時間50分の国道線沿にある。米作を主とした農村で、農家戸数42戸、平均耕地面積8反。農家婦人の8割が農外就労者である。

建物は細長く、その両面に窓はあるが、位置が高いため、窓に向って座作業をしているものの採光は充分でない。床はあら削りの板で、必要な場所だけにゴザを敷き、本人持参の座ぶとんを敷いて坐っている。作業台は各自で小机を持参している。便所は作業場より10m程離れた就労者宅のものを利用している。

建物の管理責任者は事業に関係のない個人（建物の持主）となっているが、火気とりしまりや戸じまりの責任は就労者の1人が指定されている。

建物は建物の持主が改造費を負担したうえで、無償提供している。管理維持費のうち暖房費は就労者全員が負担（1日20円で、工賃から就労日数にあわせて差引く）しているが、他は発注会社と村が負担している。

ここに働く婦人の就労時間は、作業量に応じて随時就労することになっていて、とくに定めはないが、大体8時～17時の間に就労している。休憩時間、休日もとくにきめておらず個人の自由にまかせている。農繁期の5月、9月にはほとんどが休んでいる。

工賃は出来高払い制で発注会社から本人に直接支払われている。製品の種類、模様によって単価が異なる（山水模様のコーヒーカップ1個5円、同コーヒー皿1個3.5円）。1人1カ月の収入は約12,000円である。

作業に要する技術指導は、発注会社が個人を対象に行なっている。10日も指導すれば一応のことができるようになる。

事例1.0.（その他の作業場）

農家の奥の納屋を改造（天井・壁の改装、電気設備）した約3.5坪の作業場で、事業主夫妻と農家婦人3名が、割烹着、作業着、ブラウスなどの縫製作業をしている。

ここは親工場からの委託加工に加え、農家向けの衣類製品を独自につくり、地元の商店に出している工場で、昭和44年4月に設立された。

設立当初は、現在の事業主が以前勤めていた工場の下請作業をするため、農家の納屋を借り、内職程度にはじめたものである。その後、就労を希望しながら働く場のなかった農家婦人が集まるようになり、建物、事業、就労者などの管理責任を事業主がもつ工場に発展した。

当工場のある地域は、市からバスで約 9 5 分、さらに車で 1 5 分の田に囲まれた部落のはずれにある。ここでは、主婦が農業の基幹労働力となっているため、遠くまで働きに行くことができない者が多く、地元での働き場所を必要としている。

建物は表面がガラス戸（4 枚）、側面がガラス窓で、外見は納屋と判別できない。作業場は板張りの床で、中央に向かってコの字型に動力ミシン（4 台）、かがりミシン（1 台）、足踏ミシン（1 台）が配置され、作業しやすくなっているが、冬期は締切った室内での縫製作業となるためホコリがひどい。

建物の改造費、借料、管理維持費、ミシン購入費は事業主が負担している。

ここに働く婦人の就労時間は、冬期 8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分、夏期 8 時～1 6 時ときめられている。休憩時間の定めはないが、昼は帰宅して昼食をするので 1 時間位休んでいる。夏は午前午後各 1 5 分の休憩がある。休日は毎日曜日がきめられている。農繁期は通算 1 人 3 カ月位休むため休業状態となる。

工賃は日給制（1 日 6 0 0 円）で事業主が就労者に直接支払っている。1 人 1 カ月の収入は約 1 5, 0 0 0 円である。

技術指導は事業主が行なっているが、一応のことができるようになるまでは約 3 カ月を必要とする。

社会保険には未加入であるが、各人で国民年金、国民健康保険に加入している。

付 録

付 録

農外就労婦人の実態調査統計表

<納屋工場調査、38カ所>

第1表 納 屋 工 場 の 形 態

計	下請工場的なもの	分工場的なもの	共同作業場的なもの	そ の 他
38	18	10	7	3

第2表 設 立 時 期

計	4 6 年	4 5 年	4 4 年	4 3 年	4 2 年	4 1 年以前
38	5	13	7	3	4	6

第3表 就 労 者 数

計	4 人 以下	5 ～ 9 人	10 ～ 14 人	15 ～ 19 人	20 人以上
38	2	6	8	12	10

第4表 婦人の就労者中農外就労婦人が占める割合

計	1 0 0 %	99～80 %	79～60 %	59～40 %	39% 以下
38	11	11	4	8	4

第5表 就業規則の有無

計	あり	なし	不明
38	9	28	1

第6－1表 就労時間

計	きまっている	きまっていない
38	30	8

第6－2表 始業時刻

計	8 時	8 時 1 5 分	8 時 3 0 分
30	24	3	3

第6-3表 終 業 時 刻

計	16:00~16:30未満	16:30~17:00未満	17:00~17:30未満	17:30~18:00未満	18:00以降
30	2	4	23	—	1

第7表 休 憩 時 間

計	き ま っ て い る					きまっていない
	小 計	4 5 分	1 時 間	1時間以上1時間29分	1時間30分	
38	29	2	10	15	2	9

第8表 休 日

計	きまっている	きまっていない
38	32	6

第9表 出 勤 簿

計	あ り	な し
38	33	5

第10表 工 賃 の 支 払 い 形 態

	計	下請工場的なもの	分工場的なもの	共同作業場的なもの	その他
計	38	18	10	7	3
日 給 制	20	12	6	1	1
時 間 給 制	5	4	—	—	1
出来高払制	14	5	3	5	1
そ の 他	2	—	1	1	—

(注) 二つの形態で工賃を支払っている納屋工場がある。

第11表 平 均 工 賃 月 収 額

	計	5,000~ 10,000円未満	10,000~ 15,000円未満	15,000~ 20,000円未満	20,000~ 25,000円未満	25,000~ 30,000円未満	不 明
計	41	1	3	11	11	7	8
日 給 制	20	—	1	7	6	4	2
時 間 給 制	5	—	1	2	1	1	—
出来高払制	14	1	1	2	3	1	6
そ の 他	2	—	—	—	1	1	—

(注) 二つの形態で工賃を支払っている納屋工場がある。

第12表 技術指導方法

計	先輩が教える	事業主が教える	講習会等に参加させる	その他	技術指導の必要なし
38	14	12	7	13	3

第13表 社会保険加入状況 (M. A)

計	加入している					加入していない
	小計	失業保険	労災保険	健康保険	厚生年金	
38	17	14	12	12	11	21

第14表 建物の持主

計	事業主	市町・農協	その他
38	16	8	12

第15表 建物の管理者と持主との関係

計	同じ	違う
38	24	14

第16表 建物の改造に伴う経費の有無

計	あり	なし
38	31	7

<納屋工場に就労する婦人へのアンケート調査282人>

第17表 就労継続の意志

計	いつまでも働きたい	当分の間働きたい	他によいところがあれば変りたい	やめて農作業・家事をやりたい	その他	不明
282	123	128	13	8	5	5

第18表 年 令

計	20才代	30才代	40才代	50才代	60才以上
282	20	96	113	44	9

第19表 子どもの有無(M, A)

計	あ り						な し
	小 計	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	
282	226	55	122	90	67	12	56

第20-1表 自家農業の有無

計	し て い る					していない
	小 計	5反未満	5反～1町未満	1町以上	不 明	
282	258	157	74	25	2	24

第20-2表 本人の農業従事の有無

計	している	していない
258	242	16

第20-3表 農業従事状況(農繁期)

計	工 場 を 休 む							工 場 を 休 ま ない				不明
	小計	1 日 の 農 業 従 事 時 間						小計	農 業 従 事			
		5～6時間	7～8時間	9～10時間	11時間以上	不明	平 均		朝	昼休	夕方	
242	218	8	47	123	38	2	9時間42分	19	15	1	19	5

第20-4表 農業従事状況(農閑期)

計	農 業 に 従 事 す る									農業には従事しない
	小計	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間以上	
242	130	5	34	5	51	6	17	3	9	112

第20-5表 農業従事時(農閑期)

計	朝のみ	夕のみ	朝・夕	朝・昼・夕
130	27	45	55	3

第21-1表 家庭生活で困ることの有無

計	あ り	特になし
282	174	108

第21-2表 家庭生活で困ること (M. A)

計	ふとんが ほせない	食事の支 度がゆつ くりで ない	子どもの 世話、し つけが十 分にでき ない	家の中の 整理、掃 除ができ ない	農作業が 思うよう にできな い	家族とく つろぐ時 間がない	子どもの 勉強をみ てやれな い	家族・子 どもが病 気のとき よく看病 できない	洗たくが 思うよう にできな い	留守なの で火元が 不用心	子どもの 学校行事 に行かれ ない	夫との話 し合いの 時間がな い	その他
174	77	73	72	67	58	35	34	28	28	26	25	21	6

第22表 収入の使途 (M. A)

計	家計の たし	子どもの学 費小づかい	自分の小 づかい	電気器具 の支払	老後の 貯え	旅行や遊 びの費用	住 宅 賃 金	農機具 の支払	肥料代	その他
282	219	121	93	18	16	12	10	7	5	15

第23表 健康状態 (M. A)

計	悪いところがある											どこも悪くない
	小計	肩こり	目が 疲れ る	足が疲 れる、 だる い	神経が疲 れる	手、腕が 疲れ る	頭が 痛 い	腰が だる い	全身が疲 れる、 だる い	胃が 痛 い	背中が はる ばる	その他
282	157	99	67	33	32	24	17	16	15	14	9	125

第24表 睡眠時間

計	6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9時間以上	平均
282	3	37	103	112	24	7時間27分

*整理番号

秘

農外就労婦人の実態調査

労働省婦人少年局

婦人少年室名		調査者氏名	
納屋工場番号		調査実施 年 月 日	昭和 年 月 日

I 納屋工場に関する事項

面 接 者 氏 名		役 職	
		連 絡 先	
		役 職	
		連 絡 先	
名称(事業主又は責任者)	()		
所在地		電 話	
就 労 者 数	家族従業員数	事業主、妻、その他()名	
	そ の 他	男()名	
		女()名	うち農外就労婦人()名
	合 計	()名	

1. 概 況

(1) 設立の時期 (年 月 日)

(2) 設立の経過

(3) 建物の概観、位置

ハ 休憩時間

○きまつている

(	時	分	～	時	分	)
	時	分	～	時	分	
	時	分	～	時	分	

○きめていない

(

)

ニ 休日

○きまつている

日曜 祭日 その他 (

)

○きめていない

理由

(

)

ホ 年間をととしての農家婦人の休業状況

(農繁期、子どもの学校行事、家族の病気の時など)

(

)

ヘ 出勤簿等類似のものの有無

○あり

(

)

○とくになし

(

)

(4) 納屋工場の形態

- 分工場的なもの()
- 下請工場的なもの()
- 共同作業的なもの()
- その他

()

(5) 事業内容

イ 製品名

()

ロ 作業内容

()

2. 管理体制

(1) 就労形態

イ 就業規則または管理規制など類似のものの有無

- あ り()
- な し

ロ 就労時間

- きまつている(午前 時 分 ～ 午後 時 分)
- きめていない

()

(2) 工 賃

イ 工賃の支払者

(

ロ 工賃の形態

○ 出来高払い (個 円 ——— 1 カ月約 円)

(

○ 時 間 給 (1 時間 円 ——— (1 日約 円)

1 カ月約 円)

○ 日 給 (1 日 円 1 カ月約 円)

○ そ の 他 (1 カ月約 円)

(3) 社会保険加入状況

○ 加入している

労災保険 失業保険 健康保険 厚生年金保険

その他 ()

○ 加入していない (国民健康保険、国民年金の加入状況の確認)

(

(4) 技術指導

イ 指導方法

○ 事業主が教える

○ 先輩が教える

○ 講習会等に参加させる

(

○ 単純作業なので特別の技術は必要なし

○ その他

(

ロ 一応のことができるようになるまでの期間

() 日間、または() カ月間

(5) 建物等の管理

イ 建物の持主 ◯事業主 ◯その他()

ロ 建物の管理者()

ハ 建物の改造等に伴う経費

◯あり 経費負担者()

改造の内容()

◯なし

ニ 建物の借料の有無(建物の持主が事業主のときは除外)

◯あり 借料 1 カ月() 円

借料の負担者と支払方法

◯なし

ホ 火気の取締り責任者の有無

◯あり 責任者()

◯なし その実情

ヘ 建物の管理維持費の有無

◯あり

1 カ月	{	電 気 代	(	) 円
		ガ ス 代	(	) 円
		水 道 料	(	) 円
		そ の 他	(	) 円
		合 計	(	) 円

経費の負担者と支払方法

◯なし、または不明

(6) 機械器具等の設置状況（道具は除外）

○あり

名称

経費の負担者と支払方法、金額

○特別の機械器具なし

(7) 作業環境

イ 危険とみられる作業の有無

○あり

○なし

ロ 有害とみられる作業の有無

○あり

○なし

ハ 暖房設備等の有無

○あり

名称

経費の負担者と支払方法、金額

○なし

ニ 作業場、作業台、椅子等の状況

ホ 便所の位置

○工場建物内

○工場建物外()

ヘ 健康管理上とくに留意していることの有無

○あり

○なし

3. 今後の問題点(景気変動と事業内容の関係、ドルショックの影響、今後の見とおし等)

4. その他とくに注目される事項があれば記述すること

Ⅱ 納屋工場に働く農家婦人に関する事項

1. 作業状況（調査者の観察による）

(1) 立作業か、坐り作業か

(2) 皆がだいたい同じ作業をしているか

(3) 一見してむづかしそうな作業か

2. 皆、この工場の近くの人たちか。（徒歩5～10分くらいか）

（工場責任者等から聴取）

* 以下は農家婦人数人に室長が面接して聴取する

3. この工場で働きはじめた動機はなんですか。（事業主にすすめられて、この工場で働いている婦人にすすめられて、など）

4. この工場にひきつづき続けて働くつもりですか。

5. 工場で働いているために、家庭生活のうえで困ることがありますか。（夫との話しあい、家族の病気、家の整理、洗たく、ふとん干し、火の用心など）

6. 子どもの世話、しつけ、子どもが病気の時、学校の先生との連絡など、子どものことで困ることがありますか

7. 朝食、夕食の準備は主として誰がしますか。（本人、姑、娘、夫など）

8. 農作業はどの程度していますか（毎日、朝夕するのか、休日だけするのか、何時間くらいするのか）

9. 休日はどのように過ごしていますか（洗たく、掃除、農作業などに追われているのか）

10. その他（上記以外にとくに気づいたこと、話題になつたことなど）

Ⅲ 市町村、農協等に関する事項

	市 町 村 関 係	農協関係または婦人団体幹部
面 接 者 氏 名		
〃 役 職		
所 在 地	(電話)	(電話)

1. 地域の概況（主な農作物、平均耕地面積、農家戸数、最近の工場ならびに納屋工場の設立状況）
2. 農家婦人の農外就労状況（農外就労婦人はどのくらいいるか、保育施設の状況、家庭生活への影響等）
3. 納屋工場設置の際の、市町村、農協等の援助の状況（工場誘致運動、建物設置、または運営についての援助、技術指導、講習会の開催など）

4. 納屋工場が農家婦人の生活に与えた影響（よい点、わるい点）

5. 今後の問題点（今後の見とおし、農家婦人の農外就労は増加するとみられるか、その場合の対策等）

6. その他

婦人少年室	工場番号

* 整理番号

働いてみるみなさんへアンケート

労働省婦人少年局

おいそがしいところをおそれいりますが、次のことにお答えくださいますようお願いいたします。（あてはまる事項に○印をつけてください）

- あなたの年齢 ☐ 10才代 ☐ 20才代 ☐ 30才代
☐ 40才代 ☐ 50才代 ☐ 60才以上
- あなたといっしょに住んでいる家族の方は何人ですか（あなたも含めます）
☐ 自分1人 ☐ 2人 ☐ 3人 ☐ 4人 ☐ 5人
☐ 6人 ☐ 7人以上
- 手のかかる子ども、学校にいつている子どもは何人いますか
☐ 乳幼児（ ）人 ☐ 小学生（ ）人 ☐ 中学生（ ）人
☐ 高校生（ ）人 ☐ その他の学生生徒（ ）人
- おたくは庭をやっていますか
☐ している → ☐ 5反未満 ☐ 5反以上1町未満 ☐ 1町以上
☐ していない
- あなたは農業をしていますか
☐ している ☐ していない

6. 農業をしている人に → 1年間をとおして農業はどのくらいしていますか

イ 農繁期るとき

○工場を休み1日()時間くらい

○工場を休まないで

朝、家を出る前に()時間くらい

昼休みに()時間くらい

夕方、家に帰つて()時間くらい

1日合計()時間くらい

○その他

ロ 農繁期でないときは

朝、家を出る前に()時間くらい

昼休みに()時間くらい

夕方、家に帰つて()時間くらい

1日合計()時間くらい

7. 工場で働いているために、家庭生活のうえで困ることがありますか
(あてはまるものの全部に○印をつけてください)

○とくにない

○ある

○夫との話し合いの時間がない

○家族とくつろぐ時間がない

○子どもの世話、しつけが十分できない

○家族、子どもの病気のときよく看病できない

○食事のしたくがゆつくりできない

○洗たくが思うようにできない

○家のなかの整理、掃除ができない

○ふとんがほせない

○留守なので火元が不用心

○子どもの学校行事(父母会、参観日、運動会など)にいかれない

○子どもの勉強がみてやれない

○農作業が思うようにできない

○その他

8. あなたはここで働いて得た収入をなにに使いますか(主なもの2つぐらいに○印をつけてください)

○おかず代、きもの代など家計のため

○子どもの学費、子どもの小づかいなど

○自分のこづかい

○旅行や遊びの費用

○老後の貯え

○電気器具の支払い

○農機具の支払い

○肥料代

○住宅資金

○その他

9. あなたはこの工場にずっと続けて働くつもりですか

○他によいところがあれば変りたい

○やめて農作業、家事をやりたい

○当分の間働きたい

○いつまでも働きたい

○その他

10. あなたの毎日のすいみん時間はどのくらいですか () 時間くらい

11. あなたは今、体のぐあいはいかがですか

○どこもわるくない

○わるいところがある → それはどんなことですか。あてはまるものの全部に○印をつけてください

○肩こり ○目が疲れる ○足が疲れる 足がだるい

○手、腕が疲れる ○全身が疲れる、だるい ○神経が疲れる

○腰がだるい ○脊中がはる ○胃が痛い ○頭が痛い

○その他 ()

12. とくになにかおつしやりたいことがあれば書いてください

御協力ありがとうございました

農 外 就 労 婦 人 に 関 す る 調 査

昭 和 4 8 年 4 月 印 刷

昭 和 4 8 年 4 月 発 行

発 行 者 労 働 省 婦 人 少 年 局

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 - 3 - 1

印 刷 者 有 限 会 社 正 陽 印 刷

東 京 都 練 馬 区 関 町 6 - 3 4 3

